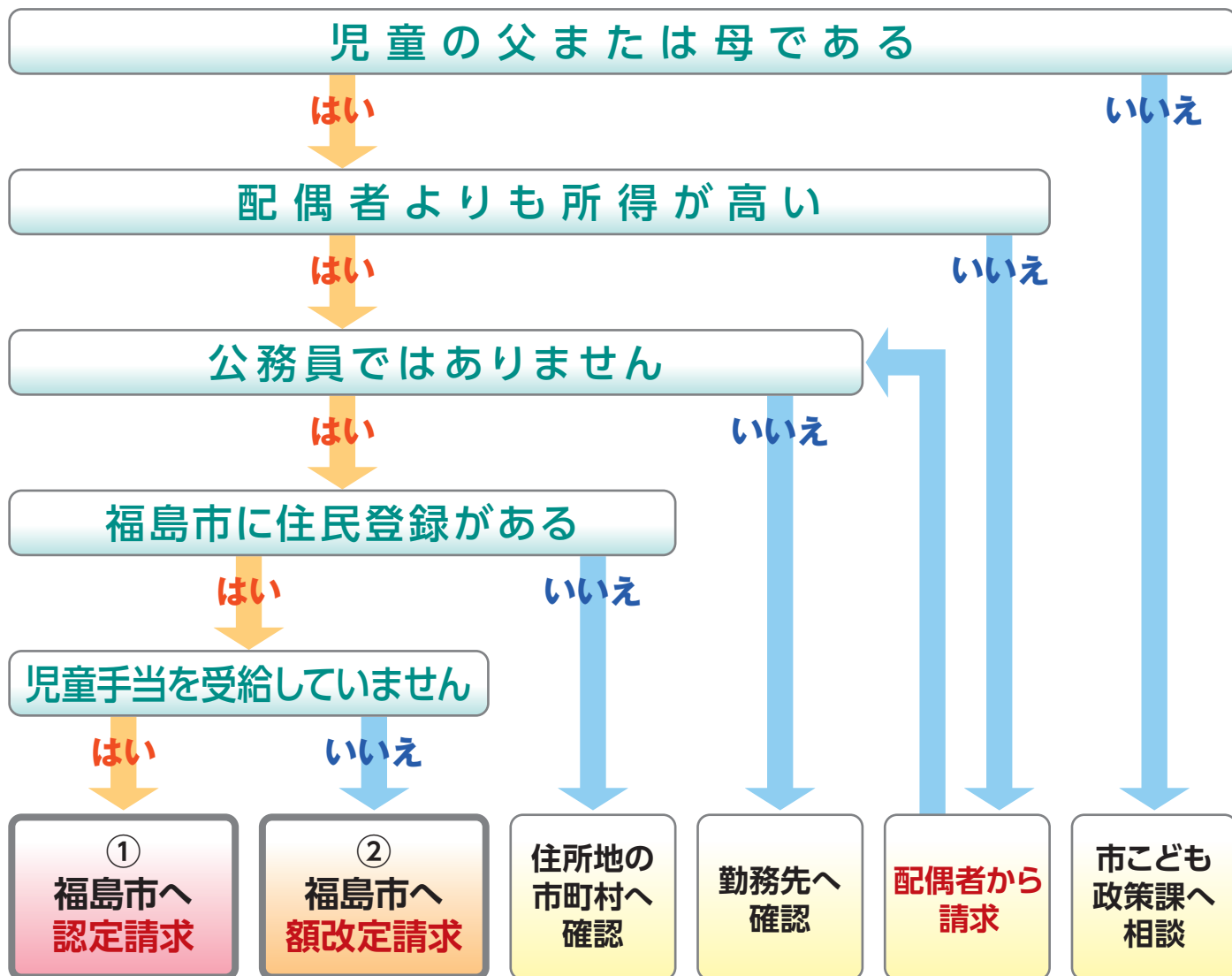


児童手当の受給資格者(請求者)と請求先



※この通知は、児童ごとに送付しておりますので、ご了承ください。

ただし、複数の児童を養育されている方は、対象児童全員分をまとめて請求してください。

※大学生年代のお子さん（生年月日が平成14年4月2日～平成18年4月1日まで）がいる場合には、そのお子さんを含めて手続きしてください。

※受給資格者（請求者）が令和6年9月末日までに福島市から転出される場合には、転出先の市町村で請求してください。

※施設等に入所中の児童や里親へ委託中の児童の分は、施設等が受給資格者（請求者）となります。

提出いただいた請求書につきましては、
改正法の施行後10月より審査を開始いたします。
決定通知は概ね11月下旬となる予定です。